

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
1	募集要項	25	第3	5	(6)			提案書に関するヒアリング	<p>プレゼンテーション（市民・審査員向け）における資料は、提出したプロポーザル提案書を使用して行う形式になりますか。あるいは、別途プレゼンテーション用に資料を作成することが求められますか。また、その際は、プロポーザル資料とプレゼンテーション資料のフォーマットは異なるものでも問題ないでしょうか。</p>	<p>プレゼンテーション用の資料の作成は必須ではありませんが、別途作成して投影することは可能です。ただし、企画提案書に記載されている提案内容に限るものとし、プレゼンテーション用の資料の事前提出を求めます。また、一切の企業（代表企業、構成企業又は協力企業のほか、それら企業から業務を受託する予定の企業を含む。）の名称及びこれらの企業を類推できる記載（ロゴマークの使用や自社独自開発技術の固有名称など）は行わないことにご留意ください。なお、プレゼンテーションの実施要領は、提案書を提出した代表企業に対して別途通知します。</p>
2	募集要項	28	第3	6	(3)			提案価格の提案に関する条件等	<p>令和8年3/31付の国等からの要請にて「急激な物価変動等を背景に、予定価格が実勢と乖離することによる円滑な施工・事業継続への支障」が強く懸念されています。</p> <p>本事業は施設整備から維持管理・運営まで長期にわたるプロジェクトですが、昨今の異常な物価・人件費高騰のなか、現行の「提案上限価格」内で市の期待する品質（要求水準）を長期的に完遂することが非常に困難になりつつあります。</p> <p>つきましては同要請の趣旨に基づき、将来の円滑な事業継続と品質確保を担保するため、最新の実勢価格を適切に反映した「上限価格の再検証・見直し（引き上げ等）」をご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>提案の上限価格の再検証又は見直しを行う予定はありません。</p>

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
3	募集要項	28	第3	6	(3)			提案価格の提案に関する条件等	現在の著しい物価高騰を踏まえると、2028年の着工に向けて、現行の提案上限価格内に収める提案を行った場合でも、契約後から着工までの間に実勢価格とのさらなる乖離が生じるリスクが非常に高い状況です。万が一、現時点での上限価格の見直しが困難である場合、提案価格（契約金額）をベースとして、その後の物価上昇分については、全体スライド・単品スライド等を用いて市の負担にて確実に価格転嫁（増額変更）を行っていただけるという認識でよろしいでしょうか。	契約書案別紙4「3.物価変動に伴うサービス対価の改定」に従って、市が負担すべき事由が生じた場合には、市が負担します。
4	募集要項	28	第3	6	(3)			提案価格の提案に関する条件等	昨今の異常な物価高騰・資材価格の上昇により、設定されている施設整備費の上限価格内において、市が期待する要求水準（安全性や環境配慮等を含む高品質な施設）を維持することが極めて厳しい状況です。事業者としては要求水準のグレードダウン（品質低下）を避けることを最優先に考えたいのですが、品質の維持と円滑な事業継続のために、提案上限価格の柔軟な見直し、あるいは物価高騰分の別枠での費用負担（補助等の特例措置）について、対話等を通じてご検討いただく余地はございますでしょうか。	上限価格の見直しは難しいこと、ご理解ください。

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
5	要求水準書	42	第2	6				什器・備品に係る要求水準	「既存の図書館・博物館から什器・備品を転用する予定はない」とありますが、収蔵庫の汎用品（棚板スノコ、ワゴン、高所車等）も既存のものはすべて転用できないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	要求水準書	47	第2	7	(10)	2)		成果品	(g) 工事費明細内訳書・数量計算書は、公共建築工事積算基準に従い作成するものと考えて宜しいでしょうか。様式やアプリケーション（RIBC2等）に指定がありましたらご教示ください。	工事費明細内訳書・数量計算書は、公共建築工事積算基準に従い作成してください。 様式やアプリケーションは、特段の指定はありませんが、小松市における営繕発注の設計業務等では、RIBC2で提出していただいております。契約時に市と確認願います。
7	要求水準書	48	第2	8				地下水排水について	事業予定地周辺は地下湧水が豊富な地域となり、基礎躯体工事期間中に地下水の排水が必要となります。公募資料にはございませんが、予定地は【合流区域】のため下水への排水が必要なため、下水道料金として排水公価を計上しておく必要があると認識しております。従って排水方法について提案段階から、下水道管理課と協議を行うことは可能でしょうか。	提案段階での協議はお控えください。 工事に伴う地下水の排水計画については、事業者の提案する施工計画に基づき、公共下水道の機能に支障をきたさないよう適切に実施いただく必要があります。 また、下水道使用料（排水公価）を含む諸費用の取扱いについては、関係法令及び本市の規定に基づき運用されるものですが、その適用可否については、具体的な放流条件と合わせ、事業者の決定後、詳細な施工条件が整った段階で上下水道局と協議を行ってください。
8	要求水準書	55	第2	8	(6)	—	—	什器・備品の調達・設置	現在整備費で博物館備品をリスト化し計上していますが、手配不要・流用可能な備品はありますか？（例えば、演示用・シューティング用に高所作業車など）	既存の博物館から流用可能な備品はありません。

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
9	要求水準書	55	第2	8	(6)	—	—	什器・備品の調達・設置	小松市立博物館では学芸員さんは演示の際にこういったものを使っていますか？（例えば、資料保存用の中性紙の箱、けさん、矢筈など）	ピクチャーレールに使うフックやワイヤー、展示用サイコロ（展示台）、卦算（けさん）など、展示作業で通常必要とされるものを使っていました。特殊と思われるものを使っていたことはありません。博物館の展示は市の学芸員で行い、展示に必要な消耗品等は市が用意します（SPCが用意する必要はありません）。
10	要求水準書	55	第2	8	(6)	—	—	什器・備品の調達・設置	現在外部の倉庫に収蔵されていると思いますが、それらはきちっと必要な処置（中性紙の箱）などに入った状態ですか？※つまり新たに用意する必要がありますか？	収蔵品について、現在保管されている状態での保管を想定しており、保管のための備品を新たに用意いただく必要はありません。なお、博物館の収蔵品の管理は市の学芸員が行います。
11	要求水準書	80	第3	3	(6)	3)	①	企画展示等支援業務	表内に『展示の規模や内容に応じた適切な数の看視員を配置して看視する』とありますが、企画内容や展示資料の性質によって、必要となる看視員の人数は変動するものと認識しております。 つきましては、想定されている看視員の配置人数の目安について、ご教示いただけますと幸いです。	具体的な配置人数は一律に規定しておらず提案に委ねます。参考として、宮本三郎美術館での展覧会では、借用の絵画資料を露出して展示した特別展では2人程度の看視員を配置し、所蔵の絵画資料のみの展示は、監視カメラを使用した監視を行っています。

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
12	要求水準書	86	第3	4	(12)	1)	④	修繕業務	募集要項等に関する質問回答 No. 131、132、及び第1回競争的対話における質問回答 No. 16 の内容より、同一の建材や機器等を同時に修繕・交換等（予防保全のためのものを含む）を実施する必要がある際に、事業者が合理的に説明できる場合は基本的に「同一の修繕工事」と見なされると理解してよろしいでしょうか。 昨今の物価上昇のなか、提案上限価格内に費用を収めることが非常に難しい状況です。そのため、必要な項目の費用を的確に算出するためにも明確なご回答をお願いします。	SPCからの合理的な説明があり、その内容を市が妥当と認めた場合には、「同一の修繕工事」とみなします。

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
13	要求水準書 別紙 2	5						特別収蔵庫、一般収蔵庫 (森山啓氏、松居直氏に関連した資料・書籍)	<p>森山啓氏、松居直氏による寄贈書籍を、展示の時のみ利用者の目に触れる収蔵庫保管でなく、利用者が許可を得て自由に手に取ることができる公開書庫等で保管することは考えられるでしょうか。</p> <p>資料の状態や資料的価値の観点から、取り扱いに注意を要する資料が含まれることから、一般収蔵庫への収蔵としていますが、資料の有効活用の観点から、下記の取り扱いも可能とします。</p> <p>森山啓氏に関連した資料のうち書籍2,072冊について、閉架書庫での保管を可能とします。移転時の資料の状態から取扱いに注意を要すると市が判断した書籍があった場合、それらを除いて利用者が自由に手に取ることが可能な公開書庫での保管も可能とします。</p> <p>松居直コレクションのうち、絵本の清刷りや松居氏の手書きのメモ・書簡等を除く約11,000冊の書籍について、閉架書庫での保管も可能とします。移転時の資料の状態や資料的価値の観点から取扱いに注意を要すると市が判断した資料を除いて、公開書庫で保管することも可能とします。現時点で、公開書庫で保管可能な書籍は約7,000冊を想定しています。</p>	
14	要求水準書 別紙 2	5	—	—	—	—	—	収蔵資料について	<p>収蔵資料のリストについて、小松市博物館から移動する際にすでに見直しをしているかと思われるが、どのように収蔵リスト(残すもの)の選別したのでしょうか？</p> <p>博物館解体に伴う資料の運び出しにおいて、収蔵リストに登録されている資料の選別(廃棄等)は行っておりません。</p>	

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
15	要求水準書 別紙 2	5	—	—	—	—	—	—	収蔵資料について	<p>収蔵資料についてこの後、再度資料のリサイクルやリユースをすることはありますか？</p> <p>博物館の資料を直接触れられるような体験イベントについては、埋蔵文化財センターにおいて、土器等に触ることができるイベントを行っています。</p>
16	要求水準書 別紙 2	5	—	—	—	—	—	—	収蔵資料について	<p>一般収蔵庫に松井直コレクションや森山啓氏に関連した資料（書籍 2072冊）などあります。書籍については、公開書庫に収蔵せず、一般収蔵庫を指定した理由や考え方を教えてください。</p> <p>資料の状態や資料的価値の観点から、取り扱いに注意を要する資料が含まれることから、一般収蔵庫への収蔵としていますが、資料の有効活用の観点から、下記の取り扱いも可能とします。</p> <p>森山啓氏に関連した資料のうち書籍 2,072冊について、閉架書庫での保管を可能とします。移転時の資料の状態から取扱いに注意を要すると市が判断した書籍があった場合、それらを除いて利用者が自由に手に取ることが可能な公開書庫での保管も可能とします。</p> <p>松居直コレクションのうち、絵本の清刷りや松居氏の手書きのメモ・書簡等を除く約 11,000冊の書籍について、閉架書庫での保管も可能とします。移転時の資料の状態や資料的価値の観点から取扱いに注意を要すると市が判断した資料を除いて、公開書庫で保管することも可能とします。現時点で、公開書庫で保管可能な書籍は約 7,000冊を想定しています。</p>

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
17	要求水準書 別紙 2	5	—	—	—	—	—	収蔵資料について	収蔵庫内保管資料のボリューム検証および備品リストを作成するにあたり、現在の博物館資料の保管状況と収蔵庫の仕様を写真や図面などでご提示いただくことは可能でしょうか。	現状は、博物館解体に伴い既存施設に資料を分散して収蔵している状況にあります。現状は今後の参考となる状況ではなく、写真等で示すと、間違った認識を与えることにもなりますので、写真等の提供は控えたいと考えます。
18	要求水準書 別紙 2	7						展示機能／「什器備品」	『観覧者の出入口には入場ゲートを設置すること』とありますが、入場ゲートを設置することによる具体的なメリットや導入の目的について、ご教示いただけますでしょうか。また、二次元バーコード等のデジタル技術の活用は提案によるとされておりますが、入場ゲートの導入を求める背景や意図についても併せてお伺いできれば幸いです。	入場ゲートの設置は、有料空間である展示室内への入館を他の無料空間と区別することが目的であり、仕様については提案に委ねます。また、デジタル技術の活用は、要求水準書別紙7にもあるとおり、施設全体の運用も踏まえた提案を期待します。
19	要求水準書 別紙 2	10						キッズスペース	「大型の遊具等は不要とする」とありますが、大型遊具とはどの程度のものを想定されますか。ネット遊具や滑り台のようなものは、大型遊具といえますか。	大型遊具とは、公園やレジャー施設等に設置されている複合的な遊具を想定していますが、ネット遊具や滑り台のような遊具の提案を否定するものではありません。親子や子ども同士の交流という観点から、遊びの要素は重要であると考えています。

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
20	要求水準書 別紙 2	10						キッズスペース	<p>基本的な考えとして「乳幼児が保護者と一緒に遊べるスペースとする」とありますが、空とこども絵本館とのすみ分けはどのようにお考えになりますか（絵本館では小学校入学まで、新施設では小学校から、というご意見がありました）。</p>	<p>キッズスペースについては、多様な人が関わり合いながら、人やまちを育てていく「こまつキャンパス」への設置を想定しています。</p> <p>保護者や子どもが楽しみながら利用できるスペースの構築を目的としており、空とこども絵本館との明確な機能分担を前提とするものではありませんが、それぞれの施設の特長や強みを踏まえつつ、隣接する施設としての相乗効果に期待しています。</p>
21	要求水準書 別紙 6	7	8	(4)					<p>融合システム構築・運用業務において、「ソフトウェア等の買換えや更新は、SPC がサービス対価 C の範囲内で実施するものであり、市は実施せず、そのための費用を市が追加で負担しない」とありますが、PC 等ハード面の更新等は SPC がサービス対価 C の範囲内で実施するとして、ソフトウェア等の更新については同頁 8(5) の条件も加味し、技術進展等に伴い必要になるものとして市にて負担するものとしていただけないでしょうか。</p> <p>昨今の物価上昇のなか、提案上限価格内に費用を収めることが非常に難しい状況です。そのため、上記費用区分の捉え方についてご検討をお願いします。</p>	<p>SPC にてご負担ください。ただし、現時点で想定しがたい社会情勢の変化等により発生する費用については、協議に応じる姿勢です。</p>

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
22	事業契約書(案)	21	第3	2	43			事前調査業務	<p>「事業者は、事業用地における測量、地盤調査その他設計業務に必要な調査を要求水準書の定めに従い実施する。」と記載がございますが、既存施設の解体工事での発生土については、解体工事にて既に土壤汚染調査が完了しているという理解でよろしいでしょうか。または、解体工事から引き継いだ土壤の汚染についても、建設工事での事前調査が必要になりますでしょうか。</p> <p>加えて、建設工事で発生する掘削土の搬出先について、小松市指定の場所はございますでしょうか。</p>	<p>既存施設の解体工事においては、土地の形質の変更（外構を含む）が一定規模（3,000平方メートル以上）に該当しておらず、土壤汚染対策法に基づく届出は不要となり調査は実施していません。</p> <p>なお、建設工事を行う際には、土地の形質の変更を行うにあたって工事着手の30日前までに、石川県知事に対し「土壤汚染対策法第4条第1項」に基づく届出を行う必要がありますので、協議及び手続きを進めてください。</p> <p>また、建設工事で発生する掘削土（建設発生土）について、小松市指定の場所はありませんが、近隣の建設発生土受入施設やストックヤード施設等を適切に選定し、関係法令及び建設リサイクルの実施に関する石川県指針に基づき、建設副産物発生の抑制や再資源化、再生資材の利用促進、適正処理の徹底に努めてください。</p>
23	事業契約書(案)	64						別紙4 サービス対価の算定及び支払方法	<p>サービス対価Cの運營業務に係る費用について、物価変動に伴う改定指標を「毎月勤労統計調査」賃金指数とされていますが、運営費内訳においては、システム運用費（機器更新含む）が本件の特性上、比較的大きな金額を占める見込みです。システム運用費部分の改定指標について、別の指標を検討いただく協議は可能でしょうか。</p>	<p>契約書案のP62及びP63に「指標については事業者の提案を踏まえて、本事業契約締結までに市との協議により変更することも可能とする」と記載しているとおおり、協議を拒むものではありません。優先交渉権者の決定後の契約協議において、指標案をお示しください。</p>

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
24	事業契約書(案)		別紙4	3	(1)	②	カ・ク	施設整備費の変更(主要な工事材料の価格の著しい変動)	<p>第1回質疑(No. 289)にて物価改定閾値(1.5%)は原案通りと回答されましたが、これは全体スライドの基準と認識しております。一方、本項の「主要工事材料の著しい価格変動(単品スライド)」は発動基準が「協議」とされています。</p> <p>令和8年3/31付の国からの要請では、単品スライドの適切な運用と「運用基準の事前策定・共有」が求められています。本事業は2028年着工であり、全体物価の変動が1.5%未満でも特定資材のみが異常高騰するリスクが極めて高い状況です。</p> <p>つきましては同要請の趣旨を踏まえ、事後協議ではなく「単品スライドの具体的な発動基準(例:対象資材費の1%超の変動分は市負担等)」を契約書等に事前明記していただけないでしょうか。</p>	原案のとおりとします。

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
25	事業契約書(案)							不可抗力による損害(埋蔵文化財・地中障害物)	<p>本事業の建設予定地は小松城の旧敷地周辺であり、地中掘削時に埋蔵文化財や、事前の地歴調査等では予見できなかった未知の地中障害物等が発見されるリスクが極めて高いエリアであると認識しております。</p> <p>万が一これらが発見され、工事の停止や大幅な設計変更を余儀なくされた場合、発掘調査等に伴う追加費用(手待ちの休業損害等を含む)の負担や、引き渡し工期の延長については、不可抗力または市の責任事項として、無条件で事業契約書上の救済対象(市の負担・工期免責)となるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>契約書案第39条のとおり、埋蔵文化財、地中障害物、土壌汚染等の事業用地の瑕疵で募集要項等から合理的に予見し得ないものに起因して事業者が直接生じた合理的な増加費用は市が負担します。また、引渡日予定日の変更が必要となる場合は、契約書案第43条第5項に従い、合理的な範囲内の増加費用を市が負担します。したがって、「発掘調査等に伴う追加費用(手待ちの休業損害等を含む)の負担や、引き渡し工期の延長」については、無条件で市の負担や工期免責となるものではありません。</p>

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
26	事業契約書(案)		別紙4	3	(2)		維持管理・運営費の変更(光熱水費等のエネルギーコスト高騰)	<p>第1回質疑(No.284等)にて、光熱水費を含む物価改定の閾値(1.5%)等については原案通り(または事後協議)とのご回答をいただいております。</p> <p>しかし、令和8年3/31付の国からの要請では、中東情勢の変化等を背景とした「エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定」と「運用基準の事前策定・共有」が強く求められています。SPCの省エネ努力が及ばない外部要因(電力会社の料金改定や燃料費調整額の暴騰等)による「単価」の上昇は、事業者にとってコントロール不能な甚大リスクです。</p> <p>つきましては同要請の趣旨に基づき、事後協議とするのではなく、制御不能なエネルギー単価高騰時における基準値(1.5%)の特例的な撤廃や、「使用量増によらない単価上昇分は市が全額負担する」といった具体的な運用(負担)基準を、契約書等に事前明記していただけないでしょうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、契約条件の考え方について引き続き検討します。</p>	

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
27	その他							第1回競争的対話における質問に対する回答 No. 5、6	回答のとおり様式 2-1-2 号を再度提出することとなった場合、提案書提出時に併せて提出するものと理解してよろしいでしょうか。もしくは随時受付可能でしょうか。 また、その際様式内の「本事業における役割」を記載するにあたり、例えば維持管理業務を実施する企業が什器・備品の調達・設置業務も実施することとなった場合、「維持管理」及び「その他」にチェックを記載し、「その他」の括弧書きに「什器・備品の調達・設置」と追記する形でよろしいでしょうか。	随時受付可能です。可能な限り早めにご提出ください。記載の方法は、ご理解のとおりで問題ありません。
28	その他							第1回競争的対話における質問に対する回答 No. 10	No. 10 の回答について、令和 12 年 (2030 年) 4 月 1 日から複合施設等の引渡しまでの期間における光熱水費は、市の清算は無く、SPC の負担＝上限価格に含めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	その他							第1回競争的対話における質問に対する回答 No. 10	No. 10 の回答について、提案価格内訳書 (様式第 4-2-2 号) は、令和 12 年度において 12 カ月間の光熱水費を計上していますが、便宜上の取り扱いであるにご理解ください。 とありますが、様式第 4-2-2 の令和 12 年度の光熱水費は 27,200,000 円 (税込) の費用をそのまま計上して提出する。という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所							質問	回答
		頁	章	節	項					
					大	中	小	名		
30	その他							質疑 No. 24	<p>前回の質疑 (No. 24) に関して、SPC の管理業務費自体の計上区分について、改めて確認させてください。質疑 No. 24 等の回答を踏まえますと、「SPC の管理業務費 (開館準備業務を除く、SPC を運営維持するための費用)」の計上区分については、以下の期間で分割して計上するという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>① 2030 年 3 月末 (令和 11 年度末) までの SPC 管理業務費 → 「施設整備業務及び令和 9～11 年度までの SPC の運営管理業務に係る提案価格」に含める。</p> <p>② 2030 年 4 月 (令和 12 年度) 以降の SPC 管理業務費 → 「施設運営等業務及び令和 12～27 年度までの SPC の運営管理業務に係る提案価格」に含める。</p> <p>上記①および②の認識でお間違いな いか、ご教示のほどよろしくお願い いたします。</p>	ご理解のとおりです。

第2回競争的対話における質問に対する回答

No	資料名	該当箇所						質問	回答	
		頁	章	節	項					
					大	中	小			名
31	その他							質疑 No. 92, 93	<p>原案どおり「出来高払いの場合は各事業年度に1回請求可能」としますが、市とSPCにより協議ができるものとします。と回答ありますが、支払い条件には設置等の完了を確認する必要があるため、基本的には全ての業務が完了した9月末まで請求できないのでしょうか。</p> <p>実際には、建物の竣工と什器・備品やシステム設置などの完了が数か月ズレる可能性もあるため、建物竣工時、什器・備品設置時、システム施工完了時のそれぞれで費用請求を分ける提案は可能でしょうか？</p>	<p>ご理解のとおり、建物竣工、什器・備品設置、システム整備完了の時期が異なることが想定されることから、整備の最終年度においては、それぞれの工種の完了時期に合わせて出来高払いを可能とし、事業契約の締結時に請求方法等について協議するものとします。</p>
32	その他								<p>前回の対話にて話題が出ましたこまつ賑わいセンター様から市へ報告される報告書及び、芦城公園周辺再整備基本計画について、令和7年度中に市が策定される予定となっておりますが、公表時期についてご教示ください。</p>	<p>前述の報告書（共創プラットフォーム「こまつリビングラボ」運営スキーム構築業務報告書）は、4月中を目途に市ホームページにて公表します。</p> <p>芦城公園周辺再整備基本計画は、令和8年度に検討委員会を設置し、基本計画を取りまとめ令和9年4月以降の公表を予定しています。</p> <p>なお、令和7年12月23日公表した基本計画の骨子(案)の基本的な考え方を大幅に変更する予定はありません。基本計画については、芦城公園の魅力向上につながるよう、提案内容に配慮した計画にしたいと考えています。</p>